

## みなし登録電気工事業者 更新届出手続きについて

建設業法第3条第1項の許可を取得し、5年の有効期間を経過後、建設業法第3条第3項の更新を受け、引き続き電気工事業を営む場合は、遅滞なく、「5年の更新」をした旨の届出を行う必要があります。

更新手続きは、届出事項の変更届出手続きにより「許可を受けた年月日」及び「許可番号」の変更として行います。

届出にあたっては、次の書類が必要となります。

### 1 必要な書類（手数料は不要です。）

- (1) 様式第29号 電気工事業に係る変更届出書
- (2) 「建設業の許可について（通知）」の写し
- (3) 建設業者として行う電気工事業の届出受理書（原本）

### 2 受付期間

随時

### 3 提出先（書類は、持参または郵送により提出してください）

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県 産業労働部 産業政策課 産業資源班 Tel : (083) 933-3155
---